

平成24年 6 月宮崎県定例県議会

水資源保全対策特別委員会会議録

平成24年 6 月22日

場 所 第5委員会室

平成24年 6 月22日(金曜日)

午前10時0分開会

会議に付した案件

○概要説明

総合政策部、環境森林部

1. 国土利用計画法の概要
2. 国土利用計画法に基づく土地取引の届出制度等について
3. 自然環境保全法及び森林法に係る森林の開発規制の概要等について

○協議事項

1. 調査事項について
2. 県南調査について
3. 県北調査について
4. 次回委員会について
5. その他

出席委員 (11人)

委 員 長	岩 下 斌 彦
副 委 員 長	岡 師 博 規
委 員	緒 嶋 雅 晃
委 員	蓬 原 正 三
委 員	丸 山 裕 次 郎
委 員	宮 原 義 久
委 員	松 村 悟 郎
委 員	右 松 隆 央
委 員	井 上 紀 代 子
委 員	徳 重 忠 夫
委 員	新 見 昌 安

欠席委員 (1人)

委 員	中 村 幸 一
-----	---------

委員外議員 (なし)

説明のために出席した者

総合政策部

総 合 政 策 部 長 稲 用 博 美

総 合 政 策 部 次 長 城 野 豊 隆
(政 策 推 進 担 当)

総 合 政 策 課 長 金 子 洋 士

中山間・地域政策課長 川 原 光 男

環境森林部

環 境 森 林 課 長 川 野 美 奈 子

環 境 森 林 課 那 須 幸 義
みやざきの森林づくり推進課長

自 然 環 境 課 長 佐 藤 浩 一

森 林 経 営 課 長 水 垂 信 一

事務局職員出席者

政 策 調 査 課 主 査 壱 岐 さ お り

議 事 課 主 任 主 事 川 崎 一 臣

○岩下委員長 それでは、ただまいから水資源保全対策特別委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてですが、お手元に配付の日程(案)をごらんください。本日は、第1回委員会の委員協議を踏まえ、総合政策部、環境森林部より、国土利用計画法に基づく土地取引の届け出制度や、自然環境保全法及び森林法に係る開発規制の概要などについて、それぞれ説明をいただきます。

その後、県内調査並びに次回の委員会について御協議をいただきたいと思います。このように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 それでは、そのように決定いたします。

では、これから、執行部の説明に入ります。執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時2分再開

○岩下委員長 委員会を再開いたします。

今日は、総合政策部、環境森林部においていただきました。

初めに、一言ごあいさつを申し上げます。

私は、この特別委員会の委員長に選任されました串間市選出の岩下斌彦でございます。時間の都合上、委員の紹介は省略させていただきますが、私ども12名が、さきの県議会で委員として選任され、調査活動を実施していくことになりました。当委員会の担う課題を解決するために努力してまいりたいと思いますので、御協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、都城市選出の中村幸一委員が当委員会の委員となっておりますが、今日は欠席をいたしております。

執行部の皆さんの御紹介につきましては、配席図をいただいておりますので、省略していただいで結構でございます。

それでは、概要説明をお願いいたします。

○稲用総合政策部長 おはようございます。総合政策部長、稲用でございます。

本日御報告させていただきます項目についてまず御説明をいたします。

お手元に委員会資料をお配りしておりますので、それをごらんいただきたいと思います。

委員会資料を1枚おめくりいただきまして、左のほうに目次がございます。今日は、大きく分けまして3つの項目について説明をさせていただきます。1の国土利用計画法の概要及び2の国土利用計画法に基づく土地取引の届け出制度等につきましては、総合政策部が、3点目の自然環境保全法及び森林法に係る森林の開発規制の概要等につきましては、環境森林部が所管

しておりますので、詳細につきましては、それぞれ所管部の担当課長等から説明をさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○川原中山間・地域政策課長 中山間・地域政策課でございます。

委員会資料の1ページをごらんください。国土利用計画法の概要についてでございます。

本県の土地利用に係る計画及び関連施策につきましては、国土利用計画法に基づきまして、ごらんのような制度体系の中で、計画の作成でありますとか土地取引の届け出に係る審査等を行っているところでございます。

まず、1の国土利用計画でございますが、これは、全国の区域について定める全国計画、都道府県の区域について定める都道府県計画、市町村の区域について定める市町村計画がございまして、このうち宮崎県計画では、書いてありますように、県土の利用に関する基本構想や、農用地、森林、住宅地などの利用目的ごとの規模の目標や地域別の概要等を定めております。

次に、2の宮崎県土地利用基本計画でございます。この計画は、土地利用に関する区域表示や土地利用の基本方向等について定めたものでありまして、計画図と計画書で構成されております。具体的には、枠の中に書いてありますように、計画図では、縮尺5万分の1の地形図に、都市地域や農業地域などごらんの5つの土地利用に関する区域を表示しております。また、下の計画書では、県北、県央、県南の各地域ごとの土地利用の基本方向や、土地利用区分が重複する地域における調整指導方針などを定めております。

なお、右側の枠の中に、都市計画法など、それぞれの地域区分に対応する個別の規制法を記載しておりますが、これらの5つの土地利用区

域につきましては、それぞれに個別の規制法が関係しております、具体的な土地利用に当たりますとは、例えば森林地域内の林地を開発する場合は、森林法に基づく林地開発の許可が必要となりますし、農地であれば、農地法等の許可などが関係していくこととなります。

次に、3の土地取引の規制に関する措置でございます。これは、土地の投機的な取引や地価の高騰を抑制するとともに、適正かつ合理的な土地の利用を確保するための措置に関する規定であります。現在、国土利用計画法に基づく届け出としましては、①の事後の届け出制が一般的に行われております。②の注視区域あるいは③の監視区域、④の規制区域につきましては、急激な地価上昇等が見られる場合に区域を指定するものでありまして、その区域内の土地取引につきましては、記載しておりますように、事前届け出でありますとか許可を要することとなります。

続きまして、2ページをお願いいたします。ただいま説明いたしました各届け出等に関する制度の概要でございます。

まず、①の事後届け出制でございますが、上から3つ目の施行時期の欄をごらんいただきたいと思いますが、国土利用計画法が施行された昭和49年から平成10年までは、事前届け出制をとっておりまして、それ以降は、現在の事後届け出制へと変更をされております。これは、バブル経済の崩壊により、土地をめぐる状況が大きく変化したことから、国における土地政策の目標が、それまでの地価抑制から土地の有効利用へと、また、土地取引に係る規制の緩和や土地取引の活性化を図る方向へと転換されたことに伴い、現在の事後届け出制へと変更されたものでございます。

次に、対象面積要件の欄でございますが、届け出が必要となる面積は、市街化区域内の土地取引につきましては2,000平米以上、市街化区域を除く都市計画区域内の土地取引につきましては5,000平米以上、都市計画区域外の区域につきましては1万平米以上となっております。

次の届け出時期でございますが、事後届け出制ということで、契約後2週間以内とされております。

次に、勧告要件でございます。知事は、届けられた土地の利用目的が、先ほど説明いたしました土地利用基本計画の利用計画区分に適合しない場合には、利用目的の変更の勧告を行うこととなります。なお、平成10年からの事後届け出制へ移行して以降、勧告した事例はございません。

次に、その他でございますが、届け出事項としましては、記載しておりますように、契約当事者の氏名、法人の名称、住所等、土地の所在、面積、土地に関する権利の種別・内容、土地の利用目的、契約締結年月日等でございます。

次に、制度区分の②の注視区域及び③の監視区域でございますが、この2つの区域につきましては、いずれも事前届け出制でございますが、④の規制区域につきましては許可制となっております。これらの区域指定の状況についてでございますが、資料の一番下の記載をごらんいただきたいと思いますが、丸を2つつけておりますけれども、本県では、現在、注視区域、監視区域、規制区域のいずれも指定はございません。なお、過去には、平成のバブル経済期等に、地価上昇の予防措置として監視区域を指定した事例が4件ございます。また、全国的にも現在では、東京都小笠原村の一部の区域が唯一監視区域に指定されているだけでありまして、これ以

外の区域指定は行われていないところがございます。なお、これらの3つの区域指定につきましては、表の中ほどの区域指定要件に記載のとおり、先ほども説明いたしましたけれども、地価が相当な程度を超えて上昇しているとか、急激な地価上昇のおそれがある場合など、地価の高騰を抑制する必要が生じた場合に、これらの区域指定をすることとなりますが、現在の地価の下落傾向の中にあっては対象とならないところでございます。

続きまして、3ページをごらんいただきたいと思っております。国土利用計画法による土地取引に係る届け出の状況でございます。

まず、(1)の地目別届け出件数及び面積でございますが、それぞれ現況の地目別にまとめております。なお、ごらんの表の下のほうになりますけれども、1つの取引で土地の地目が複数にわたる場合もございます。これらにつきましては、山林を含む複数地目あるいは山林以外の複数地目といったような項目を掲上しております。

地目別に見ていただきますと、届け出件数、面積とも、山林のみ、保安林のみ、山林を含む複数地目の届け出が各年度通して多くなっております。なお、平成23年度で見ますと、件数、面積とも一番多いのが、山林のみの届け出件数103件、面積が476ヘクタール、次が保安林で119ヘクタール、山林を含む複数地目の順となっております。合計で183件、約657ヘクタールとなっております。

なお、各年度ともおおむね同じような状況となっておりますが、山林、保安林、山林を含む複数地目のこの3つの届け出で、平均いたしますと、件数で全体の約6割、面積で約9割を占めておるところでございます。

次に、(2)の利用目的別件数でございます。届け出のあったものを利用目的別にまとめたものでございます。各年度とも平均して多いのが公共公益事業、その次に多いのが林業・植林・育林、それから資産保有、次いで生産施設といったような状況になっております。

なお、公共公益事業が多いのは、主として東九州高速道路の用地取得に伴うものでございます。また、生産施設では、主として工場敷地や工業団地の造成に伴うものであります。なお、平成23年度で見ますと、最も多いのが公共公益事業に伴うもので54件、次が資産保有で40件、その次が林業・植林・育林で39件となっております。

次に、4ページをごらんいただきたいと思っております。県外に所在する譲受人による届け出件数等でございます。10ヘクタール以上の大規模な土地取引で譲受人が県外の法人または個人に関するものの状況でございます。なお、譲受人等の氏名や住所などにつきましては、個人情報関係がございますので、資料のような記載としておりますので、御了承いただきたいというふうに思います。

平成19年度から平成23年度までの5年間の総件数は12件でございます。なお、これらの12件の土地の地目につきましては、平成21年度の工場建設用地以外はすべて山林の地目でございます。年度ごとにごらんいただきますと、平成19年度が2件で、その内訳は、1件が、譲受人が北海道の建設業を営む法人、利用目的が植林・育林、土地の所在地が都城市でございます。2件目は、譲受人が東京都の個人で、利用目的が資産保有、土地の所在地が小林市でございます。平成20年度は3件でございます。このうち、2番と3番は同一法人でありまして、1番の法

人も2、3の法人も全国大手の林業大手企業で
ございます。平成21年度が1件で工場用地で
ございます。22年度が2件で、2件とも同一法人
でございます。大阪の司法書士事務所となっ
ております。23年度が4件で、1番と2番は同
一法人で、鹿児島県の木材会社、3番が鹿児
島県の測量会社、4番は全国大手の林業企
業でございます。

なお、業種のところで、建設業者とか司法書
士事務所など、林業に直接関係がないと思
われる譲受人の業種がございますが、これに
ついて簡単に説明申し上げますと、平成19
年度の1番の北海道の建設会社の取引で
ございます。また、平成22年度の大阪の司
法書士事務所の取引につきましては、譲渡人
が2件とも大阪の同一の個人でございま
して、これらの関係などから、こういった取
引が行われたのではないかと考えていると
ころでございます。

なお、参考としまして、別冊資料としまし
て第四次国土利用計画（宮崎県計画）、宮
崎県土地利用基本計画書の概要をおつけし
ておりますが、説明は省略させていただきます。

中山間・地域政策課からの説明は以上で
ございます。

○佐藤自然環境課長 自然環境課から、自然
環境保全法及び森林法に係る森林の開発規
制の概要等について御説明いたします。

内容の説明に入ります前に、まず、前回
の委員会で提出依頼のありました保安林配
置図について御説明したいと思います。お
手元に配置図が配られていると思います。

この保安林配置図でございましてけれど
も、地図の左下の端のほうに書いてあり
ますように、平成20年度末の民有林及び
国有林の保安林の配

置状況を、縮尺は20万分の1で示したも
のでございます。右下の凡例のところに既
設保安林と書いてございますけれども、こ
の区分にありますように、1号から10号、
その他の保安林に色分けしております。な
お、各号ごとの保安林の種類につきましては
、凡例の左側、第1号が水源の涵養とな
っていますけれども、枠内に記載している
とおりでございます。県内の配置状況を
見ていただきますと、全体的には、1号保
安林、これは緑色で示しております水源
涵養保安林でございますけれども、この区
域が各領域の上流部に配置されておられ
ます。また、海岸部には、ダイダイ色で
示しております潮害防備保安林が配置さ
れているところでございます。なお、これ
らの中で赤の線で囲まれている区域は
国有林です。詳細につきましては、後ほ
どごらんいただきたいと思います。

図面の説明は以上でございます。

それでは、委員会資料の説明に入りたい
と思います。資料5ページをお願いいたし
ます。

まず、1の自然環境保全法についてで
ございます。（1）の目的であります。自然
環境を保全することが特に必要な地域
の適正な保全を推進することによりまし
て、現在及び将来の国民の健康で文化
的な生活を確保することを目的として
ございまして、国で地域を定めるもの
でございます。

次に、（2）の自然環境保全地域等の
指定ですが、自然環境を保全することが
特に必要な地域を環境大臣が指定し
、行為の制限等を行うものでございま
す。なお、行為の制限等に土地取引は
含まれませんが、工作物の新築など土
地利用に制約が生じることになります。

まず、①の原生自然環境保全地域は、
人の活動によって影響を受けず、原生
の状態を維持し

ている1,000ヘクタール以上の面積を有する土地でありまして、国または地方公共団体が所有するものを環境大臣が指定しております。区域内では、原則として、工作物の新築、土地の形質の変更等が禁止されております。

次に、②の自然環境保全地域ですが、原生自然環境保全地域以外で、高山性の植物、すぐれた天然林等で一定面積以上のものについて、環境大臣が指定しております。区域内には、特別地区と普通地区がございまして、それぞれ、工作物の新築、土地の形質の変更等について、環境大臣の許可や届け出が必要となっております。

なお、いずれの区域につきましても、宮崎県内の指定はございません。

続きまして、6ページをお願いいたします。2の宮崎県における自然環境保全地域についてであります。

(1)の条例及び(2)の目的ですが、宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例は、自然環境の保護と創出を図ることによりまして、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保を目的として、それぞれの区域を指定しているところでございます。

(3)の概要でございますけれども、条例に基づきまして、①の自然環境保全地域と②の緑地環境保全地域を指定しております。

まず、①の自然環境保全地域ですが、自然環境保全法で、「都道府県は、条例で定めるところにより、自然環境保全地域に準ずる地域を都道府県自然環境地域として定めることができる」と規定されておりますことから、知事が指定するものでございます。なお、条例では面積要件は定めておりません。区域内には特別地域と普通地域がございまして、それぞれ、工作物の新築、土地の形質の変更等について、知事の許可

や届け出が必要となります。現在、美郷町の檜葉、西米良村の掃部岳北部の2カ所を指定しておりますけれども、両地域とも国有林内にありまして、全地域が特別地域となっております。

次に、②の緑地環境保全地域ですが、都市周辺における樹林地や地域を象徴する歴史的資産と一体となった自然環境の区域など、知事が指定するものでございます。区域内では、工作物の新築、土地の形質の変更等について、知事への届け出が必要となります。現在、延岡市にございます森谷観音など4カ所を指定しております。

次に、7ページをごらんください。3の保安林制度についてでございます。

この制度は、(1)の目的にありますように、水源の涵養、災害の防止などや、その他公共の目的を達成するために、特定の森林を保安林として指定し、その地域の保全と適切な施業を確保することによりまして、公益的機能を維持増進する制度でございます。

(2)の法的根拠につきましては、森林法第25条などに規定されております。

次に、(3)の概要についてです。①の指定の権限でございますけれども、保安林の種類等によりまして、農林水産大臣または都道府県知事に指定の権限がございまして、次に、②の指定に伴う規制等ですが、立木の伐採や植栽につきましましては、指定施業要件に定められた方法、具体的には、③の上のほうの米印にありますように、伐採の方法や面積、伐採率や植栽本数などについて、定められた範囲内で行うこととなっております。土地の形質の変更につきましましては、保安林の機能の発揮に支障のない程度で行うこととなっております。森林以外の他用途への転用につきましましては、公共性の高い事業を行う場合

の公益上の理由などのときに限って保安林の解除が認められております。これらの行為につきましては、事前に県へ申請または届け出をして許可等を受けることとなっております。③の指定に伴う特例措置等がございますけれども、固定資産税免除などの税制上の優遇、造林資金などの低利融資、また、保安林整備事業などによる植栽等が可能となっております。④の監督処分でございますけれども、規制等に違反した場合に、都道府県知事は、森林所有者等に対しまして、伐採等の行為の中止や造林、復旧、植栽を命ずることができることとなっております、⑤にありますような罰則が定められております。

続きまして、8ページをお開きください。4の林地開発許可制度についてでございます。

この制度は、(1)の目的にありますように、地域森林計画の対象となっております森林の無秩序な開発を防止し、水源の涵養、災害の防止、環境の保全などの公益的機能を保全しつつ、森林の土地の適切な利用を確保する制度でございます。

(2)の法的根拠につきましては、森林法第10条の2、10条の3に規定されておるところでございます。

次に、(3)の概要でございますけれども、①の開発行為の許可につきましては、1ヘクタールを超える開発行為を行おうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならないこととなっております。②の許可の対象でございますけれども、アの対象となる開発行為は、事業場を造成するなど、土石または樹根の採掘、開墾、その他土地の形質を変更する行為となります。イの対象となる開発行為の規模は、道路だけをつくる場合におきましては、幅員が3メートルを超え、土地の形質を変更する面積が1ヘクタール

を超えるものでございまして、近年では、高速道の建設などが大半となっております。それからまた、事業場の造成などその他の土地の場合は、土地の形質を変更する面積が1ヘクタールを超えるものとなっております。③の許可の基準でございますけれども、開発行為の内容が、アの災害の防止、イの水害の防止、ウの水の確保、エの環境の保全のそれぞれの観点から、これら4つの基準のすべてを満たす場合は許可をすることとなっております。次に、④の監督処分でございますけれども、無許可開発及び許可条件違反や虚偽の申請で許可を受けて開発行為を行った場合、都道府県知事は、行為の中止または復旧措置を命ずることができることになっておりまして、⑤にありますように、違反した場合は罰則規定が定められておるところでございます。

自然環境課からの説明は以上でございます。

○那須みやざきの^{もり}森林づくり推進室長 それでは、わが町のいきいき^{もり}森林づくり推進事業の実績について御説明いたします。資料は9ページをごらんください。

この事業は、(1)の事業内容にありますように、市町村による公益上重要な森林の公有林化を支援するものであります。5月15日の特別委員会で事業の内容を御説明いたしました。本日は、(2)にありますように、年度別、市町村別の面積、補助額をお示ししております。森林環境税を活用した市町村の公有林化の支援は、市町村の申請に基づいて実施しておりまして、平成20年度からそれぞれ記載のとおりとなっております。表の一番下には合計をとっておりますが、平成20年度から平成23年度まで、4年間で約157ヘクタールの公有林化の支援を行い、4,586万円余を補助しているところであります。

す。

説明は以上でございます。

○水垂森林経営課長 前回の委員会で回答を保留しておりました2つの点について、森林経営課から御説明いたします。

まず1点目でございますが、蓬原委員から御質問のありました「山林での除草剤の使用規制の有無」についてでございますが、除草剤を山林で使用することについて、規制はございません。除草剤を販売しております森林組合に確認しましたところ、除草剤は、主にクズや竹を枯らすために利用されており、一般的な下刈り用としては使われていないということでございました。

2点目でございますが、丸山委員から御質問のありました「改正森林法に規定する所有者の届け出がなぜ事後なのか」についてでございます。林野庁に確認しましたところ、届け出の目的は、森林所有者を把握することでございますが、事前の届け出だと売買契約の締結前に届け出ることになるため、その時点では新たな所有者が確定しておらず、契約後に再度届け出る必要があり、届け出者に過度の負担を強いることになるということから、事後としたということでございました。

説明は以上でございます。

○岩下委員長 執行部の説明が終わりました。御意見、質疑がございましたら、御発言をお願いいたします。

○右松委員 いろいろと説明をいただいたんですが、事後届け出制がいろいろと問題になっている中で、平成10年までは事前届け出制で、バブルの崩壊、土地利用促進ということで規制緩和が始まったと。外圧による規制緩和かどうかはあれですが、やはりこういった規制緩和が非

常に今大きな問題を起こしているという認識のもとで、幾つか質疑をさせていただきたいんですが、まず、1ページの国土利用計画なんですが、都道府県計画と市町村計画があるという中で、私、いろいろと調べてみましたら、例えば平成23年度策定をされた計画書の中で、市町村計画の中で、現状と課題というところで、「外国資本による森林買収」というのが実際に明記されている計画書が出てきているんです。そういった中で、本県の第四次国土利用計画（宮崎県計画）についてなんですが、策定年次は基準年次の平成17年になるのか、この辺も含めて教えてもらおうとありがたいと思っています。

○川原中山間・地域政策課長 国土利用計画の宮崎県計画でございますけれども、策定が^{*}平成20年3月でございます。

○右松委員 先ほど申しあげましたように、他の市町村、自治体の取り組みの中で、国土利用の基本計画、基本方針という中に、「近年、国内において外国資本による森林買収が活発化しており、森林の乱開発、荒廃を防止し、水源涵養機能等を持つ重要な水資源の保全が必要となってきた」とか、あるいは、「外国資本による土地の大量取得、生活環境を脅かすような疑いのある土地の利用の事前把握や、土地の投機的取引の監視及び抑制に努める」というふうに、調べた限り、具体的に幾つか出ています。こういったことも踏まえて、宮崎県の計画を見直していく必要があるというふうな認識はお持ちかどうか、伺いたいと思います。

○川原中山間・地域政策課長 今、委員御指摘のとおり、近年、外国資本の水資源の買収事例でありますとか、そういった水資源をめぐる動きが大きく変わってきている状況がございます。

※16ページ左段に訂正発言あり

したがいまして、そういった意味で、今後、県の土地利用計画をどういうふうに考えていくかというものについては、そういった状況を踏まえた中で考えていく必要があるというふうに思っておりますけれども、国土利用計画等につきましては、10年ごとの計画でございますけれども、国の計画と県の計画、市町村計画ということで、段階を踏んで策定されている部分でございますので、県のみの方の改定というのができるかという部分につきましては、調べさせていただきたいというふうに思っております。

○右松委員 10年ごとということですが、平成20年に策定されていますから、平成30年になると大分状況は変わってくる。手おくれになる可能性もありますので、ぜひそこはしっかりと中身の見直しについて考えていただければありがたいと思っております。

それから、2つ目ですが、3ページ、土地取引にまつわる届け出の状況ですが、山林、保安林、原野等々、取引が行われているという中で、利用目的なんです、私は、資産保有というところに今後しっかりと着目していく必要があるというふうに思っています。これは林野庁のホームページから持ってきたものなんです、平成23年度、昨年1月から12月まで、外国資本による森林買収について調査をされています。そういった中で、せんだっての特別委員会でも御報告がありましたように、北海道、神奈川あるいは群馬においてそういう事例が出てきている中で、ほとんどが利用目的が資産保有という形になっています。ですから、やはり資産保有について意識を高く持っていただくのがいいのかなと思っておりますし、それから、10ヘクタール以上の届け出件数ということできょう報告がありました、林野庁の報告によると、10ヘク

タール未満の外国法人による買収は、資産保有ということで行われていますので、そういった認識もぜひ持っていただければありがたいと思っております。もし御見解があればお願いします。

○川原中山間・地域政策課長 大変申しわけありません。10ヘクタール以上の取引について資料としてお示しをしたところでございますけれども、10ヘクタール未満につきましては、*資料等の作成は行っていない状況でございますので、10ヘクタール未満については把握していない状況でございます。

○岩下委員長 ほかに御意見はありませんか。

○蓬原委員 右松委員の話は非常に示唆に富んだ質疑だったと思います。この特別委員会の場合は、外国資本による山林買収、これを非常に問題視している部分があるわけです。他県の例を参考にして。右松委員の調査によると、資産保有という取得目的の外国資本購入の例が多いということであります。4ページの届け出件数は10ヘクタール以上しかなくて、その下のものについて一覧表をつくって調査しておられないということですが、であるならば、外国人資本による購入目的が資産保有ということであれば、今ここに何件か10ヘクタール以上の例が挙がっています、資産保有というのが3つほどあるようですけれども、19年度が1件、22年度が2件ですか、これだけでも早く調査をかけてみられるということは必要じゃないかなという気が、今話を聞いて関連して思いましたけれども、お考えはどうですか。

○川原中山間・地域政策課長 今のお尋ねにつきましては、ここに掲げております3件の資産保有について、現在の状況を調査したほうがい

※16ページ左段に訂正発言あり

いんじゃないかという御意見ですか。

○蓬原委員 そうです。ちょっと確認しますが、今、右松委員の話によると、外国資本というのが、資産保有というこちらの例で多く散見されるということですから、そうであるならば、今、10ヘクタール以下を調べるというのは恐らく大変なんでしょう。だから、せめて資産保有という目的で売買されたものだけでも先にされたらどうでしょうかという意見です。

○川原中山間・地域政策課長 この資産保有の3件につきましては、届け出書等を確認しておりますが、外国資本の取引をうかがわせるというようなことは見受けられないんですけれども、具体的には、19年の2番の資産保有につきましては、宮崎県内の山林を扱う不動産会社のほうから東京都の個人の方が購入をされております。それと、22年の司法書士事務所につきましては、先ほども申し上げましたけれども、大阪の個人名義の方から司法書士事務所ということで、インターネット等でも調べましたけれども、この司法書士事務所は国内の事務所でございますが、外国資本をうかがわせるような状況は、インターネット上では見受けられなかったところでございます。

○蓬原委員 我々が心配するのはダミーですね。ダミーがあるかもしれない。そして、木材価格は、このところ非常に問題になっているように、低落傾向をずっと続けているわけで、今のこの時点で山を購入するという、私どもも親は農家であり半林家で、ある部分兼業みたいなことでやってきておまして、周辺の状況というのは非常によくわかるんだけど、今の時点で資産保有というところに目が行くのかなという気がしますので、危惧かもしれないけれども、今、我々がなぜこの特別委員会をつくっ

たかというのは、外国人資本によるダミー等々も含めて、買収されることによって水資源が将来的に外国に確保されてしまって、我々がその水を自由にできなくなるおそれがあるからつくったわけでありますので、やはりそこはいろんな意味で、インターネットでは問題ないかもしれないけれども、それにしても、この10ヘクタール以外にあるとするならば、それはやはりちゃんと調べておく必要があるんじゃないかと思いましたが、どうですか。

○川原中山間・地域政策課長 先ほど申し上げましたけれども、届け出書を見る限りにおいてはということで申し上げたんですけれども、実際この届け出に当たりましては、市町村のほうから県のほうに届け出の状況が上がってまいります。したがって、市町村の関係課、森林なり農地部門なりの関係課につきましても、すべてこの届け出の状況は把握しておるところでございますが、特に10ヘクタール以上という大規模になりますと、当該市町村においては、大体あの山だなというのを多分把握できていると思いますので、そういった意味で、例えば懸念するような動きがあるといった場合は、ひょっとしたら、市町村のほうで把握ができるような状況にあるのかなというふうには考えているところでございます。

○岩下委員長 ほかに御意見はございませんか。

○緒嶋委員 宮崎県における自然環境保全地域について、今、綾の原生林がユネスコのエコパークでいろいろ言われておりますね。ああいうのに対して、宮崎県として保全の指定もしなくてストレートにそういうのが行くわけですか。いろいろ運動がされておりますけれども、自然環境保全地域とか何とか宮崎県として対応しながら手順を追っていかんで、ストレートにユネ

スコの自然遺産的なものになるものですか。

○佐藤自然環境課長 この宮崎県における自然環境保全地域につきましては、公園区域は除くということになっておりまして、綾につきましては国定公園区域になっているということで、どちらかといえばそちらのほうをメインにやっているんじゃないかと思います。

○緒嶋委員 それはそれでいいとして、宮崎県も全体として、クリアできるようなものがある必要であれば、やはり協力する中で、世界遺産的なものになるように支援するというのも必要だと思うので、そのあたりいろいろと——ここは全体が国定公園になっているんですか。それで別に問題はないということですね。

○佐藤自然環境課長 環境森林部といたしましては、今の申請地域の一部が県有林になっておりまして、県有林の土地の保全上、協力できるところは協力していきたいと思っております。

○緒嶋委員 できるだけ県としてもフォローできるところは支援しながら、世界遺産というのは名誉なことでもあるし、それだけでもグレードアップするわけですので、宮崎県も積極的に行動をとるべきだと思うんですけど、宮崎県の場合は、ユネスコ関係の世界遺産的なものの窓口はどこになっているわけですか。

○川原中山間・地域政策課長 実は、綾町のほうからそういった形で、県のほうの所管はどこですかということいろいろ御相談等も来ているわけですが、綾町としてどういう取り組みをしていくとかそういった部分で、実際どこの関係課が一番関係するかという部分を見ながら、所管課のほうについて相談させていただくのかなということで、現在、私どもも考えているところでございます。

○緒嶋委員 それはもうちょっと積極的にせん

と、まだ県自体がどこを窓口にしていいかわからんというわけですね。県としていろいろなことを検討しながら、早く窓口をつくって、県も全然窓口が決まっていな中で世界遺産に取り組み何の言ったって、これはなかなか難しいんじゃないですか。

○川原中山間・地域政策課長 過去の流れの中で、まずは環境サイドのほうで一たん受けてもらうことになると思いますけれども、その後につきましては、先ほど申し上げましたような形で、どこがなるかというのを相談していくことになるかなというふうに思っています。

○緒嶋委員 部長、総合政策であります。こういうものについてはやっぱり早目に、どこが取り組むかということで、綾町あたりとも十分連携をとりながら前に進めるべきだと思うんですけど、どうですかね、このあたりの考えは。

○稲用総合政策部長 近々、綾のほうから町長さんが私のほうにお見えになることになってまして、その辺の中で具体的なこともお聞きしながら、今、課長が申し上げましたように、どこでまずお受けして——具体的な展開の関係があると思いますので、そこ辺は整理したいと思います。

○緒嶋委員 県も積極的に協力するということは絶対必要だと思いますので、その体制も整えてほしいということをお望みしておきます。

それと、今、山林なんかの売買の場合は、境界がなかなか明確でないわけです。これがトラブルのもとになるわけですが、資産保有とかこういう場合は、境界を明確にした上で売買されておるものかどうか。このあたりどうですか。

○川原中山間・地域政策課長 私どものほうでは、契約の所在地でありますとか契約面積ということで上がってきますので、実際、委員のおつ

しゃった部分がちゃんと整理がついているのかという部分につきましては、そこまで確認はできていない状況でございます。

○緒嶋委員 後で届け出がある場合にも、境界は明確になっておるのかということは一応は聞くべきだと私は思うんです。そのことでまたトラブルが、今度は隣接しているところとの問題も出てくるわけです。ここまでだったとか、いや、私のうちがここまでだったと、山の境界の問題はどこでもトラブルのもとになるので、確認をとりながら届け出を受理するというか、そういうようなことをすべきだと思うんです。一つの要件にはなっていないかもしれんけど、それぐらいの指導というか、それも当然必要じゃないかという気がするわけです。

○川原中山間・地域政策課長 先ほどの件につきましては、市町村とか森林組合のほうで一応確認をしているという状況のようでございます。失礼いたしました。

○緒嶋委員 そういうことであればいいけど、先ほどの答えではちょっと心配でしたので。

○岩下委員長 ほかに質疑はございませんか。

○丸山委員 まず、5ページの(2)の①、②、宮崎県は指定はないということなんですけれども、これは宮崎県から申し出ないと指定をするようなものがないのか。仮に指定しようとした場合に、どういう基準を満たしていないからないというふうに思えばいいのかというのを教えていただきたいんですが。

○佐藤自然環境課長 5ページの基準と申しますか、(2)の①のところに書いてございますけれども、原生自然環境保全地域については1,000ヘクタールというのがございます。海面に面している区域は300ヘクタールということでございます。それと②の自然環境保全地域、これは説

明の中で省かせていただきましたけれども、原生自然環境保全地域以外の区域で、高山性植物、すぐれた天然林と書いてありますけれども、高山性植物については1,000ヘクタール、すぐれた天然林等では100ヘクタールというそれぞれの規定がございまして、規模的なもので宮崎県になかったんじゃないかと思います。それと、先ほどの公園区域を除くということもございまして――後づけのところはございましてけれども。6ページの県で定めている区域でございましてけれども、檜葉が119ヘクタールということになっておりますけれども、そのほかにつきましては64ヘクタールとか、緑地環境保全地域につきましては5ヘクタール前後ということで、規模的なものでここに上がらなかったんじゃないかと推測しているところでございます。

○丸山委員 今の説明によると、これでは面積が大き過ぎてだめだから、次の6ページにある宮崎県の保全地域というのは小さい地域でも指定できるということで、制度を宮崎県はつくっているということではないでしょうか。

○佐藤自然環境課長 国の法律の中でも、それ以外の地域は県の条例によって定めていいということになっておりまして、そういうこともございまして、宮崎県独自の考え方で、面積要件を定めずに指定しているということだろうと思います。

○丸山委員 6ページの指定地域は、全部で6カ所しかないのか。6カ所もあるというふうに見たほうがいいのか。どのような形で申請が上がってきて、県が指定したと思っているんですが、今後ふやす方向なのか、どうなっていくのかというのを伺いたいと思います。

○佐藤自然環境課長 この指定につきましては、昭和51年度に4件、52年度と57年度に各1件の、

6件指定を行っております。これにつきましては、市町村の要望などを踏まえて候補地を選定し、地権者との協議、地域の要望等を聞きました上で、指定案を作成し、国への協議等もごさいますので、関係省庁ですとか、関係市町村長との協議、それから、自然環境保全審議会への諮問、縦覧等を行って、長期間を要して指定したところでございます。現段階では、地域の要望等も踏まえまして網羅しているのではないかと考えておるところでございますけれども、今後新しい動きとして、保全すべき地域につきまして地元の保全活動が活発になってくるとか、指定にふさわしい条件が整った場合は、またそれなりの対応をしていきたいと思っておるところでございます。

○丸山委員 指定を受けたことによって、この6カ所の地区が目的に沿って保全されているということで、地元のほうではどういうふうな利点といたしますか、指定されてよかったというような思いがあると言っているのでしょうか。

○佐藤自然環境課長 このうち、自然環境保全地域の2カ所、檜葉と掃部岳北部につきましては、国有林ということで国の管理になりますけれども、下の4カ所につきましては、一番下の西都市の長谷観音につきましては西都市有林でございます。それと、延岡市北川町につきましては生産森林組合有林ということで、純粋な個人有林というのは2件だけでございますけれども、地域の振興の上で、入り込み数は確認しておりませんが、観光面で役立つとか。保全していくという意味で、県のほうでも市町村に対して、例えば草刈りとか歩道の整備とか委託して管理しておりますし、それぞれの地区に1名ずつ自然保護指導員ということで指導員をつけまして、そこに来られた方への指導とか、

危険箇所、災害の有無等を月々報告していただくようになっておりますので、その辺で総合的に保全を図っているものと考えております。

○丸山委員 小林の三之宮峽が指定されているんですが、そこまでうまく利用されているのかなと思うと、最近、かなり寂しくなってきたのかなというようなイメージもあります。保全をしてどういうイメージで——目的と現在あるべき姿が若干違うような感じがするものですから、今後、地元の小林市も含めて協議をさせていただいて。この制度が本当に生かされているのかというのがわかりづらいものですから。

あと、水の問題であるのは、この地域じゃなくて、都市部といたしますか、開けた原野になってしまっていて、山林とは全く関係ない地域になってしまっているところをボーリングして、水を吸い上げて水工場をつくりたいという工場地域、そうしたときの影響をどうやって削減できるのかという議論も今、小林市で起きていて、条例をつくったのは御案内のとおりです。土地というのと水資源というものの制限をかける。しかし、水資源をうまく活用して企業誘致もしなくちゃいけない。相反する面を持っているものですから、非常に難しいなという思いがあります。私自身、まだこの件に対してはどういう対策を打てばいいのかというのが出ていないものから、いろいろ勉強させていただければと思っております。

○宮原委員 せっかく小林から出ているので、僕もここをちょっと聞かせてほしいんですが、自然環境保全地域、緑地環境保全地域、それぞれ読ませてもらうと、条例に基づいてこういうのを指定されているということになると思うんですが、伐採等の行為について知事の許可を受けなければならないということでもありますので、

伐採をしたいということで届け出をすれば切れるということですよ、これでいくと。要は、個人の持ち物の山林であるわけですから。国有林であったり。届け出さえすれば切れるということでいいのでしょうか。

○佐藤自然環境課長 今の件については、手元に資料を持っておりません。保留させていただきたいんですが、基本的には、上の2つは国有林ということで国有林の管理がございます。下のほうにつきましては、面積も5ヘクタール前後と小さくて、地域の歴史ある資産ということで、地域の近くは高いものですから、現在のところ、そういう届け出なり許可なりというのは出てきていないようでございます。

○宮原委員 多分天然林だというふうに思うんです。杉林ではないんだろうと。杉林だったら余りこういうことにならないだろうというふうに思うんです。ということは、通常で言うと、うちあたりでは雑山とって価値のない山ということになるんですが、ただ、環境的な分野で言うと非常に価値があるというふうになってくると思うんですけど、こうした場合、取引の価格も大した金額じゃないと思うんです。ということは、売買をする場合は勝手に取引ができるというふうに思うんですけど、そのあたりは自由に取引がされていてもいいということなんですか。

○佐藤自然環境課長 先ほど説明の中で申し上げましたけれども、規制の内容に取引の項目はございません。

○宮原委員 それであれば、5ヘクタール、6ヘクタール、4ヘクタールと面積的には小さいわけですから、例えば、先ほど、いろいろ補助金を出して市町村有林にするとか——公有林です、ね、県がそこを押さえて環境という分野です

とか、大した金額じゃないと思うんです。そういうことをやっていかないと、指定はかけて条例では縛っているけど、ただ条例つくったというだけになるんじゃないかなと思うんですけど、どうでしょうかね。

○佐藤自然環境課長 先ほどの予算措置につきましては、条例の中で検討して保全していくというような精神がうたわれておりまして、それで、今の県の厳しい財政状況の中で、財政課と協議しながら、細々とではありますけれども、予算をとっているわけです。

今のお話の中でもありましたように、基本的には、例えば紅葉が美しいとか、カシ類を中心とした自然林が多いということで、現実的には取引の対象とならない地域が多いとは思いますが、先ほど丸山委員から意見もありましたとおり、指定からかなり月日がたっているのは事実でございますので、そこ辺の方法も含めて、今後、市町村との打ち合わせ等もございますので、意見交換してまいりたいと思います。

先ほどの届け出に対する対応ですけれども、届け出に対しまして、30日以内に限って行為の制限、必要な措置をとるべく旨を命ずることができるということになっているようでして、その辺は、ケース・バイ・ケースで対応してまいることになると思います。

○宮原委員 ケース・バイ・ケースということは、切ることは可能ということですよ、逆に言うと。個人の持ち物ですから、勝手に切るというわけじゃなくて、「許可を受けなければならない」ですから、許可申請を出せば当然切れるということですよ。個人のもんですから。そこまで縛れないと思うんですけど。

○佐藤自然環境課長 基本的には、この指定の際に地域の同意をとっておりまして、保全して

いくということになっていると思いますので、これは私見でございますけれども、伐採につきましては、出てくるとすれば、例えば、ちょっと壊れたからその歩道にかかっているのを切らせてくれとか、そういう最小限のところは許容せざるを得ないのかなと思っております。

○宮原委員 大体理解はできたんですけど、皆さん今、田んぼでも畑でもですけど、売ればいいと。物すごく単価が下がっているんですよ。だから、経済的に力があって余裕があって山を持っているという状況ならいいんですけど、厳しくなってくると、何でも持っているのを今、売りたいという時代ですから、下手すると木がなくなるという状況があるのかなと思いましたので、考えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○岩下委員長 ほかに質疑はありませんか。

○徳重委員 8ページの林地開発許可制度についてお尋ねしてみたいと思いますが、宮崎県は非常に山間地の多い地域ですよ。長さも非常に長いわけですから、考えてみますと、地下水を利用して生活している人というのがかなりいらっしゃるんじゃないかと思うんです。そこで、林地開発は、1ヘクタールを超える場合のみが開発行為ということになりますと、それ以下の開発行為、これはうがった考え方もかもしれませんが、約90アール、1ヘクタール以下の開発をやっ飛ばさないと、あるいは道路は3メートル以上となっていますから、2メートル50ぐらいで通れるから、それを開発しようという人がもしあった場合、これはおかしいじゃないかと言われたときに、何か規制があるんですか。

○佐藤自然環境課長 今の制度を悪用した申請と申しますか、その辺の規制は、基本的には、ここで申し上げておりますとおり、1ヘクター

ルを超えるものということになっておりますので、現実的には規制はございませんが、例えば1ヘクタール未満の開発と申しますか、土地を開くとか、そういうことに関しましては、伐採届が出てきておまして、その中で、跡地利用をどうするのかというのを書くようになっていきます。例えば、後は植林するとか、駐車場にするとか、そういうことが書いてありますので、その辺は指導の範囲内で——市町村が受け付けるわけですけども——市町村含めて指導していくことになると思います。

○徳重委員 法的にできるじゃないかと、うちはこれでやるよと、そして、規制外の問題だから制裁は受けないということになるのかなと思ったりするんです。非常に難しいことかなという気はするんですけど、私が心配するのは、そのことによって、山村の何人かの個人的な人たちが被害を受けるようなことになってはいけないと思うものですから、あえてこういう質問をしたところですよ。指導監督の権限が市町村にあるのか。監督権というのはどこにありますか。

○佐藤自然環境課長 先ほど申しましたとおり、1ヘクタール未満のものにつきましては、情報の把握方法といたしましては、伐採届の際に出てくる伐採及び造林の届けになるんですけど、それは市町村の所掌になっておりますので、先ほどの指導権限ということに関しましては、市町村になってくると思います。

○徳重委員 道路についても一緒ですか。勝手に道路をつくっていくということについては、3メートル以内のものについての考え方としてはどうですか。この指導も市町村ということになりますか。

○佐藤自然環境課長 中山間地等に限って言えば、道路を抜くということに関しましては、一

一般的なコンクリート道みたいなやつができるとは考えにくいんですけども、林業用の作業道とか、それが補助事業等である場合は、当然県のほうの補助金も入っておりますので、例えば土砂の流出の危険性の防止とかその辺につきましては、補助金の申請者に対する指導として、例えば先ほどのようなことにつきましては、県のほうも指導してまいりたいと思っております。

○川原中山間・地域政策課長 2点ほど訂正をさせていただきます。

先ほど、右松委員の御質問の中で、国土利用計画法の策定期間を、私、20年の3月と申し上げましたけれども、10月で訂正をお願いいたします。

それと、10ヘクタール未満の部分ですけども、これにつきましても、5年間につきましては、届け出書を見る限り、外国資本をうかがわせるような事例はないということでございます。訂正させていただきます。

それと、森林法の改正がございまして、今年4月から1ヘクタール未満につきましても、事後になりますけれども、届け出が行われることになりましたので、今後は、事後ではございまずけれども、そういった把握はできるようにかなというふうに考えております。以上です。

○岩下委員長 ほかに質疑はございませんか。

○右松委員 ちょっと追加で。森林売買で法人取引が多いんですが、いろいろ調べてみましたら、その法人を外資企業が買収するケースが結構多いんですね。件数を調べたら、23年度は33件で820ヘクタールに上っていると出ています。その中で33件のうち12件が中国ということですので、法人に関しても注視していく必要があると思っております。外資から買収されているかどうか、資本下に置かれているかどうか、その辺

も含めて考えていただきたいというのが1点。

もう一つは、追加資料でいただいた地籍調査について質疑をしたいんですが、その他でいいですか、これは。

○岩下委員長 右松委員、本日、農政のほうが見えていませんので、また後日お願いします。

○右松委員 私、一言言いたいんですが、資料を出す以上は、農政水産の担当課、数人でもいいですから、同席してもらいたいです。特に、この水資源保全に関しては横断的な政策課題ですから、きょう、いっぱい質疑をしたい中で出されてきましたから、先ほど境界の話も出ましたけれども、農政水産の担当課も私は同席すべきだというふうに思っています。

○岩下委員長 右松委員、恐れ入ります。要請関係ではしておったんですけども、ほかと重なってしまっていて、それで本日出席できないということになっています。申しわけありません。今後また交渉をさせていただきますと思います。

○蓬原委員 さっきの県外に所在する譲受人、こだわりますけど、せっかくここに過去5年間、10ヘクタール以上ということで調べていただきました。将来的に転売ということもあり得るわけで、10ヘクタール以上となっていますが、それぞれ個別の案件についてヘクタール単位で結構ですから、中には大きいのもあるんじゃないかと思っておりますけれども、面積がわかっていたら、今この場で一件一件教えてください。

○川原中山間・地域政策課長 申し上げます。まず、平成19年の2件でございます。1番目が74ヘクタール、2番目が20ヘクタール。平成20年度でございます。これは非常に大きいです。1番目が2,759ヘクタール、2番目が212ヘクタール、3番目が426ヘクタール。21年、これは工場用地ですけども、38ヘクタール、地目は宅地

でございます。22年、1件目が79ヘクタール、2件目が29ヘクタール。23年度、1件目が242ヘクタール、2件目が113ヘクタール、3件目が92ヘクタール、4件目が10ヘクタールでございます。

○蓬原委員 結構大きいのがありますね。10ヘクタール以上と聞くと、300メートル掛ける300メートルぐらいですか、たいしたことないなと思うんだけど、こうやって数字を聞くと、結構大口のやつがあるなということで、最初から面積を書いておいていただくとありがたかったですね。よろしくをお願いします。

それと、せつかくですから。譲受人じゃなくて譲った側の人というのは、所有形態としては、単一あるいは複数、もとの所有者、大体そこはどうですか、一つ一つはおっしゃらなくていいんですが、傾向としてどうだったんですか。

○川原中山間・地域政策課長 個人、法人の区分はありますけれども、すべて単一人といえますか、単一法人といえますか、そういう状況でございます。

○岩下委員長 ほかに質疑はございませんか。

それでは、ないようですので、これで終わりたいと思います。執行部の皆さん、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時13分休憩

午前11時15分再開

○岩下委員長 委員会を再開いたします。

協議事項（1）の調査事項についてであります。資料1をごらんください。調査事項については、前回の委員会の協議を踏まえ、一番下の④でございますが、「水資源の保全に係る条例に関すること」を明記しております。この案につ

きまして何か御意見がありましたら、お願いいたします。

御意見がないようでございます。それでは、この案のとおり、調査事項を決定したいと思いますが、異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、8月2日、3日に実施する県南調査についてであります。資料2をごらんください。前回の委員会におきまして、正副委員長に御一任をいただきました調査先でございますが、ごらんのような日程案を作成しました。

今回は、8月3日の午後に東九州自動車道建設促進大会が予定されており、議会としても大会への参加など協力する必要があると考えますので、調査日程といたしましては、3日の午前中までということで整理をいたしております。

調査先として、まず、1日目は、日南市役所、都城市河川水質改善プロジェクト協議会、小鷹雨水幹線の視察を入れております。日南市役所では、昨年度、一時的ではありましたが、渇水による水不足が懸念されたことから、渇水時の状況やその影響、市の渇水対策や今後の課題等を調査し、都城河川水質改善プロジェクト協議会では、協議会を設立した背景や生活排水の水質改善対策などの取り組みについて調査し、接触材を使った水質改善を行っている水路を視察したいと考えております。

2日目は、小林市役所を入れております。小林市役所では、県内で唯一の水資源保全条例を制定していますので、条例の概要及び条例制定の背景、制定後の状況や課題などについて調査を行いたいと考えております。

県南調査につきましては、調査日が迫ってお

り、調査先との調整もある程度進めさせていただいておりますので、できればこの案で御了承いただきたいと思いますが、何か御意見はございませんか。

○井上委員 多分、日程等のこれは時間の間違いなんだろうけど、小鷹のところは15時20分からたった15分間しかないけど。

○吉崎書記 小鷹雨水幹線自体は15分か20分ぐらいの視察で、水路をただ見せていただく形で考えております。

○井上委員 じゃ、昼食とったらすぐどこか別のところに行くのね。これで移動ですか。15分しか見ないんですか。

○丸山委員 水路だけは。その後、意見交換。これがメインになってくるんですね。

○吉崎書記 一応予定をお聞きしましたときに、水質改善プロジェクト協議会のほうから、ぜひ水路のほうを先に見ていただいて、その後、意見交換をさせていただきたいというお話がございました。

○岩下委員長 実際、接触材を使っているところを見ればしっかりわかってくるということのようです。

○吉崎書記 後で説明する場合にイメージがわかりやすいと。

○岩下委員長 ほかに御意見ありませんか。

○丸山委員 これは、作業着というわけじゃなく、普通のクールビズということでしょうか。どうなんでしょうか。

○岩下委員長 よろしいですか。じゃ、クールビズということになります。

特にないようでございますので、この案のとおり実施することでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 それでは、そのように決定いた

します。

なお、諸般の事情により若干変更が出てくる場合もあるかもしれませんが、正副委員長に御一任をいただきますようお願い申し上げます。

次に、8月23日、24日に実施する県北調査についてであります。資料3のとおり、案を作成しておりますので、ごらんください。県北調査の調査先につきましては、調査先との調整もこれからになりますので、御意見をいただきながら調整したいと思います。資料に1カ所訂正があります。8月24日の日之影町役場のところで、「水の里条例」と記載していますが、ここは「水源の里条例」の間違いですので、御訂正をお願いいたします。

1日目は、綾町役場、北川漁業協同組合の「水を守る森を残そうかい」を入れております。綾町は、「水源の森百選」や「水の郷」に選ばれた実績があることから、森林や水資源の保全に係る取り組みについて調査し、「水を守る森を残そうかい」では、漁協が森林保全活動を実施しているということで、この会を設立した背景や活動の状況などについて調査を行いたいと考えております。

2日目は、五ヶ瀬町役場、妙見神水の視察、日之影町役場を入れております。五ヶ瀬町では、県内唯一、「平成の名水百選」に選ばれている妙見神水がありますので、これを視察するとともに、水源の保全に係る取り組みや今後の課題、利活用の状況などについて調査し、日之影町役場では、水源の里条例を制定していますので、条例の概要及び条例制定の背景、制定後の状況などについて調査を行いたいと考えております。

それでは、県北調査につきまして御意見等がありましたら、お願いいたします。何かございませんか。

特にないようでございますので、この案で今後詳細を詰めさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩下委員長 それでは、そのように決定いたします。

なお、調査先の受け入れや諸般の事情により変更が出てくることあるかもしれません。その点につきましては、あらかじめ御了承をいただきまして、正副委員長に御一任をいただきたいと存じますので、御了承いただきたいと思っております。

協議事項（４）の次回委員会につきましては、7月19日（木）に行くことを予定しております。前回の委員会では、蓬原委員から、水利権について話を聞きたいとの御意見がありました。これを踏まえて内容を検討したいと考えているところでございますが、次回委員会での執行部への説明、資料要求について、何か御意見や御要望はありませんか。

先ほど右松委員から御意見がありました農政関係担当者の招聘というのを。

○右松委員 地籍の部分だけでいいと思うんですけども、数人で、森林買収の根源的な問題も含まれているものですから、できれば担当課に来てもらわないと、前回も答弁ができませんでしたものね。

○岩下委員長 それは地籍調査の担当者ということによろしいんですか。

○右松委員 農政水産部の農村計画課ですか。

○岩下委員長 農村計画課とはまた交渉をさせていただきます。

ほかにございませんか。

最後になりますが、協議事項（５）のその他でございますが、委員の皆様から何かございま

せんか。

○丸山委員 今回の我々の調査事項について、水資源の保全に係る条例の是非を問うということになっているときに、条例をつくるというわけではなくて、是非を問うためのある程度のスケジュールがないと、きょうも資料をもらうんですけど、ハードルが、今の現行法律では、すござるといふか、なかなかとめ切らんというのがあるものですから、是非を含めてタイムスケジュールをどういう形で——本当につくるべきなのかというのと、判断するのにちょっと心配なような気がします。特別委員会というのは回数が思った以上に少ないようですから、タイムスケジュールを確認していただくようお願いしたいと思っています。

○函師副委員長 本年度中に執行部側に提案させるとするならばという前提のタイムスケジュールですか。

○丸山委員 この委員会は、つくるということも含めてなのか。条例を今年度中というのはタイムスケジュール上、難しいと思っていますので、どういうタイムスケジュールでいくのかイメージがわからないものですから。

○右松委員 委員会の設置期間は1年ですよ、原則。1年で果たしてどういう成果がこの水資源対策で出せるのか、ちょっと先行き心配かなと。スケジュールはあったほうがいいかなと思います。執行部との意見のそごも少しあるかなという感じがしないでもないものですから、私も条例をつくるありきじゃないんですけど、何らかの成果を出す必要があると思うんです。

○岩下委員長 暫時休憩いたします。

午前11時28分休憩

午前11時36分再開

○岩下委員長 再開いたします。

それでは、再度申し上げますが、次回の委員会は7月19日（木）午前10時からを予定にしておりますので、よろしく願いいたします。

以上で本日の委員会は閉会といたします。ありがとうございました。

午前11時36分閉会